

第3章 子どもを守るために大事なことで何だろう？

《Q.14》食生活や生活習慣に関する課題

食生活や生活習慣に関する課題にはどう取り組んだらよいですか。

近年、食生活を取り巻く環境の変化などに伴い、子どもたちの「運動」「食事」「休養及び睡眠」の基本的生活習慣の乱れが指摘されています。この3つは密接に結びついており、学力や体力、気力等の低下要因の一つになっているともいわれ、今日的課題としての対応が求められています。

1 子どもの食生活や生活習慣の課題について

子どもの食生活や生活習慣には、偏った栄養摂取、朝食の欠食、孤食などの食生活の乱れや肥満傾向の増大、過度の痩身など、様々な課題が見られます。生活習慣病と食生活との関係も指摘されています。

食生活の問題への取組は国民的課題であり、本県でも食育推進計画「食みらいかながわプラン」を策定し、県民運動として食育の取組を推進しています。令和5年度からは、第4次食育推進計画のもと、さらに食育の取組を進めていきます。

【朝食の摂取状況】

(無回答あり)

	毎日食べる	食べる日の方が多い	食べない日の方が多い	ほとんど食べない
小学生	86.7%	10.0%	2.5%	0.8%
中学生	76.2%	16.1%	4.3%	3.4%
高校生	69.2%	17.0%	8.0%	5.8%

【就寝時刻】

(無回答あり)

	8時前	8時～10時	10時～12時	12時すぎ
小学生	1.8%	62.9%	33.0%	2.3%
中学生	0.6%	13.4%	65.0%	21.0%
高校生	1.1%	1.8%	42.4%	54.6%

「令和4年度食生活に関する調査」(神奈川県)より

「令和4年度食生活に関する調査」では、朝食を食べない理由として小学生、中学生は「おなかがすいていない」、高校生は「食べる時間がない」が最も割合が高い結果となりました。また、就寝時刻の調査から子どもたちの生活が夜型になっていることがうかがえます。

なお、朝食を食べない子どもは、食べる子どもと比べると就寝時刻が遅いというデータが出ています。

【睡眠時間：毎日、だいたい何時間くらい寝ていますか】（無回答あり）

	10時間以上	9時間	8時間	7時間	6時間	6時間未満
小学生	11.4%	40.6%	30.6%	11.3%	4.3%	1.8%
中学生	2.1%	8.7%	29.2%	34.4%	17.5%	8.2%
高校生	1.4%	1.3%	9.8%	31.2%	35.9%	20.5%

「令和4年度食生活に関する調査」（神奈川県）より

睡眠は成長期の子どもには必要不可欠です。成長ホルモンは寝ているときに集中的に分泌されます。睡眠時間が不足しがちになると、学習能力や体の抵抗力の低下を招くだけでなく心の抵抗力も弱まり、「やる気がでない」「イライラする」など、情緒形成への悪影響も懸念されます。

これらのことから、子どもを取り巻く生活習慣について考えていくことが大切です。

2 問題の解決に向けた取組

(1) 家庭における取組

①食生活の改善

学校での食に関する指導は、給食の時間はもとより、各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動といった学校の教育活動全体で行われています。

学校で学習したことを家庭で実践したり、子どもからの食の情報を食卓での話題にしたりすることで、望ましい食生活について学校と家庭で共に考えていくことが大切です。

<子どもたちと食との関わり>

○朝食や夕食を子どもだけで食べる割合が多くなっています。

○食事の手伝いをする時間が極めて少ない状況です。

○「食べる」ことが中心で、日常の中で食材にふれる機会が少なくなっています。

○外食やフードデリバリーサービスの普及により食の環境も変化してきています。



<望ましい食習慣につなげるために>

ー親子による食事づくりの必要性ー

○親子による食事づくりは、子どもが食物の生産過程や調理、かたづけの方法を学ぶことにつながります。

○子どもたちが「楽しい」と感じながら責任をもって活動でき、様々な知恵や生活実践力を高めることにもつながります。

②その他の生活習慣の改善

大人自身の生活習慣の乱れ

影響

子どもの生活習慣の乱れ

○夜遅くに子どもを連れて外出していませんか。

○子どもの就寝時刻より親の都合を優先していませんか。

○朝起きることができず、子どもと共に朝食を欠食していませんか。

大人は、気づかぬうちに自分たちの生活リズムを子どもにも押しつけていることがあります。

また、最近の子どもたちは忙しい上、携帯型ゲーム機、スマートフォン・携帯電話、インターネットなどの普及により、家の中で過ごす時間が増え睡眠時間が不足する傾向にあり、運動する機会も減少しています。

<子どもの生活習慣を確立するために>

ー家庭での取組の重要性ー

○子どもだけに正しい生活習慣を身につけさせるということではなく、大人自身の生活習慣も見直しましょう。

○家族みんなで話し合い、できることから実行していこうとする姿勢をもち、望ましい生活習慣の獲得に向けた約束を決めましょう。

○「生活習慣の見直し」について、家庭と学校で共に考え、協力していきましょう。

こうした小さな積み重ねが、子どもたちの「生活習慣」として身についていきます。そして、「運動」「食事」「休養及び睡眠」の基本的生活習慣が徐々に改善されていくことで、体力の向上、生涯にわたる未病の改善などにもつながっていきます。

※神奈川県では、心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、「健康」と「病気」の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す概念を「未病」としています。

～しっかり朝食、たのしく運動、テレビはひかえて、ゆっくり睡眠～

○県教育委員会では、子どもたちが運動習慣や食事、睡眠といった生活習慣の見直し・改善を図ることができるよう、家庭・地域・学校が連携した「子どもの体力向上」をめざしています。

(2) P T Aにおける取組

○子どもたちの現状等を多くの保護者に理解してもらうこと

○懇談会や家庭教育学級など、様々な機会をとらえて話し合うこと

「親子で食習慣や生活習慣をどのように見直していったらよいのか」

「子どもたちにどのような力を身につけさせたらよいのか」 など

○広報等とおして地域にも幅広く呼びかけるなど、地域一丸となった取組を進めていくこと

《 知っていますか 》

－ 3 0 3 3（サンマルサンサン）運動で未病改善－
くらしに運動・スポーツの習慣を！

県では、運動やスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を営むことができるように、1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、くらしの一部として習慣化する3033運動を推進しています。

1日30分・週3回・3ヶ月間の運動・スポーツで、あなたのからだを

“ヨミガエル・ミチガエル・ワカガエル！”

詳しくは3033運動のホームページをご覧ください。



《Q. 15》情報メディアの正しい活用法

情報メディアを、どのように活用すればよいでしょうか。

1 インターネット利用にかかわる問題点

インターネット端末(スマートフォン・パソコン等)の使用方法によっては、ネット依存になったり、SNS（ソーシャルネットワークサービス）や有害サイト、出会い系サイト等を通じて犯罪に巻き込まれたりすることがあります。また、個人情報が悪用されたり、嫌がらせやいじめに発展することもあります。

- ネット依存…スマートフォン等で SNS やオンラインゲーム等に夢中になってしまい、睡眠不足等の体調不良や学力低下、生活習慣の乱れを引き起こすような依存状態の子どもが増えています。
- ネット上のいじめ…SNS 等は子どもたちの情報交換の場として誰でも匿名で書き込みができるため、誹謗中傷（いじめ）や児童・生徒間の暴力行為などのトラブルへ発展する場合があります。
- 個人情報の公開…SNS 等に住所、生年月日、学年等の個人情報や顔写真も公開できることから、個人情報がインターネット上に流出して悪用され、出会い系サイトを通じた性被害や犯罪に巻き込まれる危険性があります。また、他人が本人に成りすまして、不適切な情報が掲載される場合もあります。また、SNS の投稿から個人情報流出のリスクもあります。
- プライバシーの侵害…撮影した動画や写真を SNS や動画共有サイト上に投稿すると、肖像権や他人のプライバシーの侵害や、投稿者の意に沿わない使われ方をされたりすることもあります。
- 著作権の侵害…著作権とは「著作物を公正に利用すること」「著作物の権利を保護すること」「文化の発展に貢献すること」を目的としています。さまざまな権利が認められており、これらを侵害すると「著作権法違反」となります。
- 高額請求…無料と表示されているゲームサイトにおいて、アイテムが有料であることに気づかず購入してしまう、長時間のスマートフォン等の利用で高額の通信料の請求につながる等の事例が増えています。

○闇バイト…目先の利益にとらわれ、いわゆる「闇バイト」に安易に応募してしまい、重大な犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっています。

《 知っていますか 》

－ SNS による性被害に遭わせないために －

警察庁の統計によると、SNS に起因する犯罪被害児童数は、全国的に年々増加する傾向にあり、その中でも性被害に遭うものがほとんどを占めています。被害を防ぐためには、子どもたちへの SNS の正しい利用について家庭内においても話し合うことが大切です。

2 携帯電話等を正しく活用するために

(1) 家庭における取組

- 持たせないことも一つの選択ですが、持たせるかどうかは年齢ではなく「必要性」で考えましょう。
- 持たせる場合、フィルタリングを設定することは、子どもを守るための最低限の防衛手段です。
(法律及び神奈川県青少年保護育成条例により、「機能制限や機能限定」などのフィルタリングに関するルールが設けられています。p.74 参照)
- 保護者と子どもでルールを決め、保護者が日ごろから、使い方や利用料金、利用プラン、利用明細などを確認し、子どもの携帯電話等の使用状況に対して関心をもつことが大切です。
- 子どもたち一人ひとりにやってよいこと、悪いことを理解させ、「悪いことはやらない」という気持ちをもたせることが大切です。

(2) P T A における取組

- 企業協力による携帯電話教室の開催
携帯電話会社の協力により、保護者対象の「携帯電話教室」を実施しています。P T A 単位での派遣依頼にも応じていますので、各学校にお問合せください。

《 知っていますか 》

－ 生命（いのち）の安全教育 －

「生命（いのち）の安全教育」とは、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

県教育委員会では、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、各学校における「生命（いのち）の安全教育」の実施を働きかけしています。

子どもの異変に気付いたり、子どもから性暴力に関する相談を受けたりした場合は、子どもの気持ちにしっかりと寄り添ってください。

例)

●絶対に子どもを責めない

話を疑ったり、否定したりせず、子どもの話を信じて寄り添いながら聞いてください。

●根掘り葉掘り聞かない

子どもの気持ちは受け止めつつ、被害の状況等の事実関係については、質問を重ねたり、話を誘導したりすることのないようにして、できるだけ早く専門家や支援機関に相談しましょう。

◆「生命（いのち）の安全教育について ～保護者のみなさんへ～」

https://www.mext.go.jp/content/20210805-mxt_kyousei02-000014005_2.pdf



《 知っていますか 》

ー 犯罪実行者募集情報(いわゆる「闇バイト」)についてー

SNSやインターネットの掲示板には、仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪者の実行者を募集する投稿が掲載されています。

実際に犯罪に加担してしまうと逮捕されることになりますので、絶対に手を出さないでください。

- 1) どんなツールから始まるの? : X、Instagram、Facebook、iMessage、ジモティー、先輩・友人等の紹介等
- 2) 「闇バイト」につながるキーワード: 「高額収入」「高額バイト」「1件●万～」、「ホワイ特案件」「リスク無し」「詳しくはDM」「学生可能」「海外で儲かる仕事」等⇒ほかの業務では考えられないような高額な報酬、業務内容が不明確、要求される資格や経験が不問に注意!
- 3) 「闇バイト」を始めるきっかけ: お金が欲しくて
⇒ 安易な気持ちで犯人に「自分の身分証明書、顔写真」「家族等の個人情報」「自宅付近を動画で撮影」「銀行口座・名義・口座番号」等個人情報を教えると、逃げられないように脅されたりします!
- 4) 「闇バイト」ってどんなことをするの: 特殊詐欺の「受け子(現金を受け取る)」、「出し子(現金を引き出す)」、強盗等
- 5) 「闇バイト」をしたら: 警察に逮捕されます。
(鑑別所、少年院送致等)

もしも、「闇バイト」に関わってしまった、友人が関わっているかもしれない等があれば、躊躇することなく警察に相談をしてください。

《 知っていますか 》

ー 保護者の皆様も、特殊詐欺に注意!ー

特殊詐欺被害は高齢者だけだと思いませんか? 最近、携帯電話にかかってくる警察官を装う犯人に、だまされてしまう40代や50代の方が増えています。警察がSNSに逮捕状をアップしたり、新しく口座を作るように指示し、預貯金の調査名目といったお金を送金させたりすることは絶対にありません!

不審な電話は必ず警察に相談をしてください。

《Q.16》いじめ問題・暴力行為等への取組

いじめ問題や子どもたちによる暴力行為等にはどのように取り組んだらよいですか。

1 いじめ・暴力行為等による問題行動について

いじめは、一定の人的関係のある者が、心理的又は物理的な影響を与える行為で、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。具体的には、冷やかす、悪口、嫌なことを言われる、仲間はずれや無視をされる、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする、金品をたかられる、隠されたり盗まれたりする、嫌なことや恥ずかしいことをさせられたりする等の行為をさします。近年、児童・生徒のスマートフォンの所持率が高くなり、ネット利用は社会生活の中でなくてはならないツールとなっています。その一方、いじめの態様の中でいわゆる「ネットいじめ」の認知件数は増加傾向です。SNS等におけるネット上のトラブルを防ぐため、学校での情報モラル教育だけでなく、家庭内のルールづくり等について充実を図ることも重要です。ICT機器活用のルールについては発達段階に応じて、見直しながら、児童・生徒と一緒に考えてください。いじめは人権に関わる重大な問題であり、子どもの心身の健全な成長や人格の形成に影響を与える大変深刻な問題です。このような状況を踏まえ、国や自治体、学校等がいじめ防止に取り組む責務を定めた「いじめ防止対策推進法」が平成25年9月に施行されています。

これを受けて本県では「神奈川県いじめ防止基本方針」を策定（平成29年11月改定）し、各学校は、国・県・市町村の基本方針を参考として「学校いじめ防止基本方針」を策定していじめ防止を推進する体制づくりに取り組んでいます。

子どもたちによる暴力行為も問題になっています。家庭内や校内での暴力や喧嘩などの暴行・傷害により被害者が出ています。また、令和5年に県警察に検挙・補導された非行少年の数は1,685人で、「万引き」や「自転車盗」、「オートバイ盗」等の犯罪が増加しています。

こうした問題行動の背景としては、コミュニケーションや自分の感情をコントロールするスキルなどが、身につけていない傾向があることも増加の一因と考えられます。

神奈川県の公立学校におけるいじめの認知状況（令和5年度）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
認知件数	36,885件	7,058件	224件	107件

「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」（神奈川県教育委員会）より

神奈川県における*初発型非行の検挙人員（令和５年）

万引き	自転車盗	オートバイ盗	*占有離脱物横領
209 人	146 人	71 人	96 人

* 初発型非行とは、初発段階の少年非行といわれる万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領をいう。

* 「占有離脱物横領」とは、落とし物や忘れ物、放置自転車など、持ち主から離れた物品を横領する行為をいう。

「少年非行の概要」（神奈川県警察本部）より

２ 問題の解決に向けた取組

（１）家庭における取組

- ①善悪の判断力や正義感、思いやり、勇気などの心を家庭でしっかり育てましょう。日ごろから、保護者が自分自身の生活態度を見直し、子どもとしっかり向き合い、人としてのあり方・生き方を示すことが重要です。
- ②家庭が愛情と信頼で結ばれ、子どもにとって安らぐことのできる「心の居場所」であるようにしましょう。日ごろから、家庭での会話を十分に交わし子どもの気持ちを理解すると共に、子どもの自尊感情・自己肯定感を高めるようにしましょう。また、子どもの日常生活に気を配り、子どもが発する危険信号や変化を敏感にとらえるようにしましょう。
- ③子どもが発するＳＯＳや変化に気づけるようにしましょう。
いわゆる「ネットいじめ」は、インターネットがもつ匿名性から安易に書き込むことができるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなってしまうことが考えられます。子どもがＳＮＳ等の書き込みを気にするようになった、スマートフォンの使い方が変わったなどの変化に気づけるよう、日頃から見守っていきましょう。

（２）ＰＴＡにおける取組

- ①問題への認識を深めましょう。会員が共通した認識をもち、いじめ・暴力行為等を未然に防ぐために、ＰＴＡで保護者会や研修・学習会等を開催しましょう。児童・生徒が参加し、保護者と子どもが対話できる形式を取り入れることも効果的です。
- ②「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示しましょう。
学校をはじめとする関係各機関と「いじめは絶対に許さない」という共

通の姿勢をもつことが大切です。いじめの解決に向けて周囲が協力して取り組んでいきましょう。

③大人のモラルを高めましょう。保護者の規範意識を高めていくと共に、子どもたちの「善悪の判断」や「思いやりの心」の育成や、子どもたちを取り巻く社会環境の健全化の取組を積極的に進めましょう。

④いのちを大切にすることを心がけましょう。豊かな自然・生活体験の場をととして、自己肯定感を育み、かけがえのないいのちについて考える機会を設けましょう。

⑤学校や行政、地域社会の関係機関と連携・協力して、子どもたちの校外での生活指導を充実させ、問題の解決を図りましょう

⑥家庭や地域の教育力を高めることを目的に行われる研修や講演会などに参加し、いじめ・暴力行為等の未然防止に向けた取組を推進しましょう

《 知っていますか 》



県教育委員会では、子どもたちのいじめや暴力行為などの未然防止のために、家庭や地域の大人たちと積極的にコミュニケーションを図り、子どもの“育ち”を応援する取組を推進しています。

かながわ子どもスマイル (SMILE) ウェーブコンセプト

子ども 学校 地域 三つのスマイル

学校や地域に子どもの笑顔があふれるよう

Support 子どもの育ちを支援するため、思いやりのある関わりを深めます。
Magnet みんなの笑顔のために地域がつながり、行動の輪を広げます。
Interest 子どもの育ちに関心を持ち、子どもたちと共に学びます。
Life 一人ひとりの絆を深め、互いのいのちを守り、育みます。
Enjoy 子どもの活動を支えながら、大人も楽しんで取り組みます。

めざす状態

子どもたちと家族・地域の大人たちとの様々な交流やコミュニケーションの機会を充実させ、自己肯定感・規範意識を醸成し、子どもたちが笑顔になるとともに、子どもに関わりを持つ全ての大人や地域に笑顔があられます。

たとえば
こんな時、
こんな場所で



自分から
☑あいさつ ☑ほめる
☑伝え方 ☑しめる
していますか？

HP <https://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370184/>

かながわ子どもスマイル (SMILE) ウェーブ

検索

※詳しくは県の
ホームページへ

神奈川県いじめ防止基本方針～いじめ対策の基本理念(概要)～

- ・いじめに対する認識を社会全体で共有します。
- ・地域全体で子どもを見守るために家庭や地域・関係機関と連携します。
- ・教育活動全般を通じていじめ防止に取り組みます。
- ・「いのち」を大切にし、いじめをしない心を育む教育を進めます。
- ・心の通う絆づくりや居場所づくりにつながる学級・集団を形成します。

平成 29 年 11 月改定 神奈川県教育委員会

HP <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vn7/cnt/f530779/p1189930.html>

※詳しくは県のホームページへ



かながわ元気な学校づくり生徒宣言

私たちは仲間を大切にし、いじめや暴力行為を許しません！

一人ひとりが自分らしく、お互いを理解し、認め合い、誰もが楽しい学校生活を送ることができる「元気な学校」をつくりあげるために、次の3つのことを宣言します。

- 1 相手や自分のことを大切にし、笑顔や優しさを絶やさず、お互いを認め合い、高め合う関係を築きます。
- 2 仲間や先生方と積極的にコミュニケーションを図り、主体的に授業、部活動、生徒会活動や学校行事などに取り組みます。
- 3 先生、保護者や地域の方など、私たちを支えてくださっている様々な人とのつながりを大切にし、みんなで協力し合って学校・地域を笑顔にします。

～ かながわ元気な学校づくり 統一スローガン ～

広げよう！つながり、笑顔、コミュニケーション

みんなの一步が全ての始まり

この宣言とスローガンを神奈川県の全ての学校の仲間に広め、私たち一人ひとりの力を結集して、笑顔があふれる「元気な学校」をつくりあげるために、みんなで実行していくことを誓います。

平成 24 年 3 月 21 日

かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会※
～明日につなげよう！私たちにできること～

※県内の国公立中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の生徒代表者が一堂に会した総会

《 知っていますか 》

－いのちの授業－

神奈川県公立幼稚園（一部、認定こども園を含む）・公立小中高等学校では、いのちの大切さの学びを深める「いのちの授業」に取り組み、家族、友人など他者への思いやりや自分を大切にする心を育むとともに、いじめ・暴力行為などの防止を推進しています。

子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にする心を育み、かなかわを担う人づくりを進めるため、各学校では、各教科、道徳の時間、総合的な学習の時間、食育やキャリア教育など、あらゆる教育活動を通して、「いのちの授業」を展開しています。

《 知っていますか 》

－24時間子どもSOSダイヤル－

- ・いじめをはじめとして広く子どもの困りに関する悩みや相談に幅広く応じています。
- ・幼児から18歳くらいまでの子どもや、その保護者が対象です。
- ・匿名で相談できます。

TEL:0120-0-78310

－中高生SNS 相談@かなかわ－

無料通信アプリ「LINE」を活用し、中高生からの様々な悩みの相談を受けています。

※相談窓口について（総合教育センター）

HP：<https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/sodan/index.html>



《Q.17》不登校やひきこもりに関する課題

不登校やひきこもりにはどうのようなサポートが必要でしょうか。

1 不登校やひきこもりの状況

(1) 不登校

不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、児童生徒が出席しない又はすることができない状況（病気又は経済的理由による場合を除く。）にあること」とされています。不登校は、取り巻く環境によっては、どの子どもにも起こりうるものであり、問題行動ではありません。

神奈川県内の令和5年度不登校の児童・生徒の数は、公立小学校が9,590人、公立中学校は14,039人で合計23,629人でした。（前年比3,306人増）

不登校の児童・生徒について把握した事実(令和5年度)

小 学 校		中 学 校	
1	不安・抑うつ相談があった。 2,798件	1	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。 3,932件
2	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。 2,648件	2	不安・抑うつ相談があった。 3,615件
3	生活リズムの不調に関する相談があった。 2,248件	3	生活リズムの不調に関する相談があった。 2,877件

「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」（神奈川県教育委員会）

(2) ひきこもり

ひきこもりとは、様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことをさします。（厚生労働省「ひきこもり対応ガイドライン」より）

不登校が長期化し、その後、ひきこもりとなる場合もありますが、ケースによって違いがあります。子どもが学校への登校を渋ったとき、まず、子どもの気持ちを聞いてあげることが大切です。そして、学校の担任の先生と連携を図り、不安を取り除くなど子どもの状況に合った対応が必要です。不登校の短期・長期化に関わらず、いずれにしても関係機関に相談することが大切です。（p.60、61参照）

2 不登校やひきこもりの児童・生徒へのサポート

(1) P T A・家庭でできること

不登校は、多様な要因・背景などにより、結果として不登校になっている状態で、その行為を「問題行動」と判断してはいけません。不登校の子どもやその家族は、「行きたくても行けない」現状に苦しみ、繊細な気持ちになっている場合があるので、学校や社会が、家庭や子どもに寄り添い、共感したり、受け入れたりして互いを支え合う雰囲気を作ることが大切です。

(2) 県の取組

県教育委員会とフリースクール等が連携・協働し、不登校で悩む児童・生徒や保護者を対象に、一人ひとりの自立や学校生活再開に向けた支援を行っています。

令和7年度の実施予定を紹介します。

【県教育委員会とフリースクール等による不登校相談会】

○対 象 不登校や進路で悩んでいる児童・生徒、保護者等

○内 容 ・不登校経験者による座談会 ・個別相談

○実施時期 ・第1回(6月) ・第2回(1月)

<問合せ先>教育局支援部子ども教育支援課 (045)210-8292

【フリースクール等見学会】

○対 象 不登校や進路で悩んでいる児童・生徒、保護者、教職員等

○内 容 フリースクールごとに異なります。

○実施時期及び会場

・フリースクールごとに異なります。

<問合せ先>教育局支援部子ども教育支援課 (045)210-8292

【不登校児童・生徒、高校中退者等のための不登校相談会・進路情報説明会】

○対 象 不登校や進路で悩んでいる児童・生徒、高校中退者、保護者等

○内 容 進路情報の提供及び個別相談

○実施時期及び地区 (8~10月)

・横浜地区 ・川崎地区 ・相模原地区 ・横須賀・三浦地区

・県央地区 ・県西部地区 ・湘南・中地区

<問合せ先>教育局支援部子ども教育支援課 (045)210-8292

【不登校対策自然体験活動事業「きんたろうキャンプ」】

不登校や友人関係などの悩みを抱える児童・生徒（小・中学生）、保護者を対象に、野外活動・自然体験活動を通して、今後に向けた「次の一步」（日常生活の見直し・学校生活の再開・社会的な自立等）を踏み出すためのサポートを行っています。



<問合せ先> 県立足柄ふれあいの村（0465）72-2040
（きんたろうキャンプ専用ダイヤル）

（3）相談機関

不登校についての相談機関としては、学校をはじめ各市町村教育委員会の教育相談窓口や教育支援センター（適応指導教室等）、県立総合教育センター教育相談センター、かながわ子ども・若者総合相談センター、神奈川県ひきこもり地域支援センターなどがあります。

また、各地域の保健福祉事務所（保健所）では「こころの健康相談」を、県精神保健福祉センターでは「こころの電話相談」を行っています。

<かながわ子ども・若者総合相談センター>

子どもや若者（おおむね39歳まで）のさまざまな悩みについての総合相談窓口です。

- 相談専用電話 （045）242-8201
- 相談時間 9:00～12:00、13:00～16:00
（月曜日と年末年始を除く）

<神奈川県ひきこもり地域支援センター>

年齢を問わず、県内に在住のひきこもりでお悩みの方や家族等の相談窓口です。

- 相談専用電話 （045）242-8205
- 相談時間 9:00～12:00、13:00～16:00
（月曜日と年末年始を除く）

<神奈川県西部青少年サポート相談室（神奈川県西部ひきこもり相談窓口）（県とNP0の協働事業）>

子ども・若者の居場所支援・就労支援などを行うNP0が運営する県西部の相談窓口です。ひきこもりでお悩みの方の相談もお受けしています。

○相談専用電話（0465）35-9527

○相談時間 10:30～12:00、13:00～16:00

（土日祝日と年末年始及びその他休業日を除く）

《 知っていますか 》

－ 若者の職業的自立に向けた支援－

「仕事が長続きしない」「自分に合っている仕事が何か分からない」などの悩みを抱える若者を支援しています。

専門相談員が、相談者と共に一人ひとりに合ったプログラムをつくり、就労に向けて後押しします。

●神奈川県西部地域若者サポートステーション

（0465）32-4115

<http://kanagawa-nishi-supposta.com/>

<月曜～金曜10時～17時土曜は月1回開所>



●神奈川県中央地域若者サポートステーション

（046）297-3067

<https://県央サポステ.jp/>

<月曜～土曜10時～17時>

（祝祭日及び年末年始を除く）



《Q.18》喫煙・飲酒・薬物乱用に関する課題

喫煙・飲酒・薬物乱用防止にはどのように取り組んだらよいですか。

喫煙と飲酒は生活習慣病や心の健康と密接に関わると共に、未成年の行為としては法律にふれる問題です。我が国では、未成年への防止対策としてtaspo（タスポ）や酒パスカードが導入されましたが、依然として中・高校生の補導者が後を絶たず、早い時期からの防止の取組が重要になっています。

また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を及ぼす問題です。

1 喫煙・飲酒問題について

心身の発育・発達の著しい小・中学生にとって、喫煙・飲酒の影響は非常に大きいものがあります。たばこの煙の中には、4,000種類以上の化学物質が含まれ、その中には、発ガン性や毒性の強い物質が含まれています。また、たばこの煙は周りの人にも影響を与え、様々な健康障害も引き起こします。このため、子どもに対する周囲の大人の配慮が必要となります。

青少年期に飲酒が続くと、脳や肝臓などの臓器に影響が及び、高血圧、糖尿病などの生活習慣病を起こす危険性が高くなります。

また、喫煙・飲酒の習慣により、さらに危険な薬物へと進んでいく恐れも指摘されています。そのため、青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境整備を目的とした、神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例（p.77参照）が、平成19年7月1日に施行されています。

2 薬物乱用問題について

情報社会の進展等に伴い、青少年を取り巻く薬物乱用の問題は、今まで以上に身近な存在になってきています。特に、若年層による大麻の乱用が深刻な問題です。また最近では、グミやクッキーの形をした危険ドラッグが流通しています。こうした薬物については、次のような原因により、乱用者の低年齢化も指摘されており、誰もが薬物乱用の危険性にさらされています。

【低年齢化の原因】

- ①携帯電話やインターネットの普及
- ②薬物に対する誤った認識(ダイエット、眠気覚ましに由来など)
- ③薬物への抵抗感の希薄化(薬物を別の名で呼ぶ、海外での大麻合法化など)
- ④簡易な摂取方法(食べる、飲む、吸引するなど)

乱用される薬物のほとんどは、依存性が強く、一度だけという好奇心や遊びのつもりでも、自分の意思で抜け出すのは極めて難しくなります。

その結果、心と体に深刻な影響を及ぼし、死亡する場合があります。

また、市販薬を一度に大量に服用する、いわゆるオーバードーズ(OD)が近年大きな問題になりつつあります。

薬物乱用は自身の悩みや寂しさ、生きづらさなどを紛らわすために行われることがあり、このような行動の背景にある問題を捉えることが重要です。

《 知っていますか 》

－ 薬物乱用防止教室 －

講師リストや申込先等について、次のホームページ上でご案内していますのでご覧ください。

二次元コードからもご覧いただけます。



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/yakubo/yakubo.html>

神奈川県 薬物乱用防止教室

検索



3 問題の解決に向けた取組について

(1) 家庭における取組

- ①子どもの出すシグナル、身体や行動の変化に注意すること
- ②家庭を子どもにとって落ち着ける居場所にする
- ③保護者が信頼できる存在になる

こういった問題への取組で大切なことは、子どもと正面から向き合い、なぜ子どもが問題行動をするのか、話を聞き、話し合い、そこから解決策を考えていく姿勢です。

(2) P T Aにおける取組

- ①学習会や講演会など、正しい知識を得る機会を提供すること
 - ・その際、学校ではどのような取組を行っているのか、具体的な情報を提供してもらい、P T Aとして積極的な姿勢で取り組むことが重要です。
 - ・麻薬取締員や薬物乱用防止指導員、学校薬剤師を講師として活用することも有効です。
- ※学校薬剤師とは学校環境衛生の維持及び改善に関する指導・助言を行う薬剤師のことです。
- ②家庭や地域に対する健康教育を推進するための取組
 - ・広報紙等をとおして情報提供をすることが大切です。
- ③地域の環境改善について厳しく注意を向けること
 - ・P T Aと学校・地域(販売業者、飲食店等営業者も含めて)が一体となって環境の健全化に向けて取り組むことが大切です。

《 知っていますか 》

－ P T Aと警察との連携－

◆ 少年の健全育成をみなさんとともに

令和6年中、県内で検挙・補導された非行少年は前年に比べ増加しており、特に特殊詐欺への加担や大麻等の薬物乱用、SNS等のインターネットに起因した非行・被害が高水準で推移しているほか、児童虐待やいじめの問題が後を絶たないなど、少年を取り巻く環境は依然として憂慮すべき状況にあります。

このような情勢を踏まえ、県警察では、県PTA協議会等の皆様と連携を図りながら、少年の健全育成に向け、様々な活動を推進しています。

<主な活動>

- 役員会等での情報提供(少年非行・犯罪被害の実態、健全育成活動の紹介等)
- チラシ、ポスター、パンフレット等の配布(少年の非行・被害の実態、少年相談・保護センター等の紹介)
- 講演会・研修会等への講師派遣(非行防止講演会等)

◆ スクールサポーター

スクールサポーターは、警察・学校・地域を結ぶ連絡調整役として、学校への巡回訪問を中心に、子どもの安全確保や少年の非行防止・健全育成に関する取組を地域と連携して行っている非常勤職員(警察官OB)で、各警察署(横浜水上署を除く)の少年警察活動を担当する係に配置されています。

《 知っていますか 》

－ 少年相談に関するご案内－

◆ ユーステレホンコーナー 少年の非行問題等に関する相談

県警察では、非行問題やいじめ、犯罪等の被害を受けて悩んでいる少年やその保護者からの相談を受けつけています。

(フリーダイヤル) 0120-45-7867
(045)641-0045 よいこ なやむな
まるまるよいこ

(ファクシミリ専用) (045)641-1975

※受付時間 月～金 8時30分～17時15分(祝日・年末年始を除く)

《 知っていますか 》

◆ 神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」

県警察では、令和7年2月1日から「かながわポリス」の運用を開始しています。

かながわポリスでは、

- ・ピーガルくん安全メールとの連携
- ・痴漢撃退機能（音声による警告と110番通報機能）
- ・防犯ブザー機能（警告音と110番通報機能）
- ・交通ルール学習機能
- ・地図アプリで犯罪・交通事故情報を表示



等、県民の皆様にご役立つ機能を搭載していますのでご活用ください。

◆ ピーガルくん安全メール

県警察では、防犯情報を電子メールで携帯電話（スマートフォン）とパソコンにお知らせするサービスを行っています。

配信を希望される方は、下記の要領で登録してください。

《登録方法》

○携帯電話（スマートフォン）からの登録は、二次元コードを読み取ってください。

○読み取り機能のない携帯電話やパソコンからの登録は、次のアドレスを入力してください。

- ・新規登録用アドレス

login@police-kanagawa.mailio.jp



◆ Yahoo! 防災速報（スマートフォン向けアプリ）

URL : <http://emg.yahoo.co.jp/>

県警察では、LINEヤフー株式会社が提供している

「Yahoo! 防災情報」を通じて防犯情報などを通知しています。



◆ 子ども安全110番のご案内

県警察では、「子ども安全110番」を開設し、児童虐待の通報を受けつけています。

（フリーダイヤル24時間対応） 0120-604-415

まもろうよ よいこ

《Q.19》人権教育

「ともに生きる社会」の実現に向けた取組の関連として、人権教育についてはどのように取り組んだらよいですか。

人は誰もがこの世に生を受け、たった一度の生涯を、人間として尊ばれ、愛情と信頼に満ちた温かい人間関係の中で、幸せに暮らしたいと願っています。このような人間としての当然の願いを、日本国憲法では侵すことのできない権利、いわゆる基本的人権として、すべての人に保障しています。

しかし、現実の社会では、様々な人権侵害があります。それらの状況をふまえ、すべての人のいのちを大切に、誰もがその人らしく暮らすことのできる、いかなる偏見や差別も排除する「ともに生きる社会」の実現に向けて、PTA活動においても人権教育講演会を開催するなど、人権教育に積極的に取り組むことが大切です。

1 人権教育がめざすもの

人権教育は、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動です。

学校教育や社会教育を通じて、県民一人ひとりが、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得することによって、人権が真に尊重される地域社会の実現をめざします。

2 人権教育への取組

豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で、家庭の果たす役割は極めて重要です。保護者自身が偏見をもたず、差別をしない姿を、日常生活を通じ幼児期から子どもに示していくことが必要です。

PTA活動においても、人権について学ぶ機会をつくり、保護者が人権課題に対する正しい理解を深め、生涯にわたり豊かな人権感覚を培うことが大切です。

かながわ人権施策推進指針(第2次改定版)に分野別施策として、13 の人権課題(子ども・女性・障がい者・高齢者・疾病等にかかる人権課題・同和問題(部落差別)※1・外国籍県民等・貧困等にかかる人権課題・犯罪被害者等・北朝鮮当局によって拉致された被害者等・性的マイノリティ・インターネットによる人権侵害・様々な人権課題※2)(p.83～84 参照)を取り上げています。子どもたちの実態や参加者のニーズに応じて、個別の人権課題をテーマにした講演や参加体験型学習の実施をしたり、人権に関わる話題を広報紙に掲載したり、PTA活動の中で、できることから始めてみてはいかがでしょうか。

※1 同和問題(部落差別) 特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に差別される人権問題。同和問題に係る法律として、平成 28 年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

※2 様々な人権課題 アイヌ民族の人権課題、災害発生時の人権課題、ケアラー(ヤングケアラー)の人権課題、孤独・孤立による人権課題の深刻化など、様々な人権にかかわる問題があります。

そこで、次のような取組が考えられます。

○人権教育講演会(PTA総会や授業参観等にあわせて)を開催する。

- ・子どもたちと共に学ぶ「いじめ防止」「人権を尊重したインターネットの利用」「性的マイノリティ(LGBT等)の正しい理解」
- ・新たに顕在化してきた人権課題「ケアラー(ヤングケアラー)の人権課題」「孤独・孤立による人権課題の深刻化」等

○人権教育講座(家庭教育学級や学年学級委員会活動で)を開催する。

- ・障がい理解のための手話教室やアイマスクによる疑似体験
- ・認知症サポーター養成講座
- ・多文化理解のための各国の料理、文化等交流教室
- ・国立ハンセン病資料館見学

○PTA広報紙に人権コラムを掲載する。

- ・学校であった子どもたちの思いやりのある言動
- ・人権尊重をテーマにした子どもたちの詩や作文

○講義や視聴覚教材などをもとに話し合いをもつ。

- ・拉致問題理解のためのアニメ「めぐみ」の視聴

○「心みつめて」「人権学習のための参加体験型学習プログラム集」※3(神奈川県教育委員会作成)を活用する。

〈PTA活動で留意したいこと〉

○参加体験型学習を取り入れて

- ・一人ひとりが主体的に学習に参加できるようにしましょう。
- ・参加者同士で話し合う時間をもちましょう。
- ・ふりかえりの時間を設けて、その日学んだことについて理解を深めましょう。

○互いの人権を尊重する

- ・日常のPTA活動で互いの人権を尊重しましょう。

〈人権意識を育む4つのキーワード〉

①自己肯定感(セルフエスティーム)

「自分のあるがままを受け入れ、自分自身を大切にする。いろいろ欠点もあるけれど、自分が好き。」という気持ちのことです。

②想像力・共感的理解力

他の人の立場に立って、その人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかる力です。

③相手を理解するためのコミュニケーション能力

自分の気持ちや意見をはっきりと伝えるとともに、相手の気持ちや意見をきちんと受けとめる力です。

④アサーティブな表現(非攻撃的自己主張)

相手の意見や気持ちを思いやった上で、自分の意見や気持ちを誠実に相手に伝える方法です。

〈人権教育参加体験型学習のプログラム例〉

～ポジティブ語で伝えよう(アサーティブな表現)～

1 ねらい

子どもの気持ちを尊重した言い方について考え、子どもとのよりよいコミュニケーションのあり方について理解を深める。

2 進め方

- ①「事例1」を読み、「攻撃的な言い方」ではなく、「子どもの気持ちを尊重し、しかも自分の思いも伝えようとする言い方」について考えワークシートに記入する。
- ②グループで、それぞれどのような言い方になるかについて意見交換する。
- ③「事例2・3」についても同様に、子どもの気持ちを尊重した言い方を個々で考え、意見交換する。
- ④グループで出た意見を全体に発表して共有し、心掛けたい点についてまとめる。

事例1	友だちや兄弟姉妹が自分の意見を聞いてくれないと、すぐにけんかをしたり、ぶつたりする。
事例2	失敗をすることを避けたくて、最初から取り組まない。
事例3	友だちや兄弟姉妹が一生懸命に取り組んでいると、冷やかしたりちょっかいを出して邪魔しようとしたりする。

参考:「人権学習ワークシート集-人権教育実践のために「第16集(小・中学校編)」-」
神奈川県教育委員会(令和2年3月)※3

※3 神奈川県のホームページに掲載しています。

神奈川県 人権教育学習教材 検索



《 知っていますか 》

－児童虐待を防ぐ【児童の権利に関する条約】－

1994年に「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が締結されました。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助(手助け)を進めることをめざしています。

第19条「子どもは暴力や虐待といった、不当な扱いから守られるべきです。」は、親から虐待されたり、放任されたり、不当な取扱いを受けない権利を子どもに保障しています。

ところが、年々児童虐待の問題は深刻化しており、令和5年度に県所管の児童相談所が虐待相談として扱った件数は7,449件にのぼり、子どもを取り巻く関係者の連携が必要になってきています。児童虐待には、次の4点があげられます。

身体的虐待



なぐる、ける、溺れさせる、異物を飲ませる、戸外に締め出すなど。

性的虐待



子どもに対する性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体に子どもを強要するなど。

ネグレクト



病気やケガをしても病院に連れて行かない、家に閉じこめる、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車内や家に置き去りにするなど。

心理的虐待



言葉によるおどし、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱い、子どもの面前での夫婦喧嘩やDV(ドメスティックバイオレンス)など。

子どもの虐待は、どの家庭でも起こりうるものといわれており、しつけと称した大人の判断の甘さや身勝手な行動により、子どもの身が危険な状態にさらされることもあります。

子どもの人権を守るため、児童虐待の早期発見に努め、虐待を発見したり虐待の疑いがあると思われる場合は、速やかに市町村や児童相談所へ相談してください。通報は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

○児童相談所虐待対応ダイヤル **189(いち・はや・く)**